1 市民参加の対象

- ① 条例の制定・改廃(市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃)
- ② 計画の策定・変更(総合計画及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更)
- ③ 制度の導入・改廃(広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃)
- ④ 施設の設置の策定・変更(広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更)

2 市民参加を求めない理由

- ア 軽易なもの
- イ 緊急に行わなければならないもの
- ウ 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- エ 市長その他の執行機関内部の事務処理に関するもの
- オ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

No.	対象 区分	市民参加を求めない事項	対象事項の概要	市民参加を求 めない理由	備考欄	担当課
1			地方税法の一部を改正する法律が、平成29年度に施行される 予定により改正する。	ウ、オ		市民税課 資産税課
2			地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例上平成 29年4月1日からの施行を必要とするものの改正	ウ、オ		資産税課
3		安城市業務継続計画(地震災害対 策編)の修正	南海トラフ地震による被害想定の見直しを受けて、計画における災害想定条件の見直し、及び非常時優先業務の見直しを行う。	н		危機管理課
4			新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しを受けて、計画における非常時優先業務の見直しを行う。	I		危機管理課
5			中学校テニスコートへの夜間照明設備の設置により、使用料の 規定を設ける必要がある。	ア		スポーツ課財政課